

平成18年4月

## 総務委員会会議録

平成18年4月6日(木曜日)  
午前11時23分から  
午後1時11分まで  
市役所 委員会室

### 出席委員(6名)

委員長	大脇伸孔君	副委員長	東海孝年君
	稲垣民夫君		原欣伸君
	福富勉君		堀江正栄君

\*\*\*\*\*

### 欠席委員(0名)

\*\*\*\*\*

### 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	長谷川 勲 君	統括主査	中田 妙子 君
------	---------	------	---------

\*\*\*\*\*

### 説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	山澄俊明君	総務部長	服部良弘君
消防長	松田一雄君	税務課長	舟橋 始君
税務課主幹	丹羽忠明君	消防庶務課長	河村光雄君

\*\*\*\*\*

### 付託議案

第48号議案 犬山市税条例の一部改正について

第50号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

午前11時23分 開議

大脇委員長 ただいまの出席委員は6名全員です。

直ちに委員会を開きます。

本委員会に付託されました案件は、「第48号議案 犬山市税条例の一部改正について」「第50号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」以上2件であります。

なお、これ以後、案件を指定するときは第何号議案と発言をすることでご了解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。委員会の審議につきましては、一つの議案ごとに提案の説明を受けた後、質疑を行い、そして全議案質疑終了後、討論、採決を行いたいと思っておりますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起る〕

大脇委員長 それでは、そのように進行させていただきます。

最初に、第48号議案を議題といたします。

説明を求めます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長（第48号議案説明）

大脇委員長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 先ほどの質疑の中で、所得税と住民税の総額、増減はこの三位一体改革の税源移譲で変わらない、納税者の負担は変わらないという答弁でしたが、そこら辺が一番わからないところで、この配付していただいた資料に基づいても、所得税が税率が変わるところは195万円までの5%、2%が5%になるところですか。あとは、税率が同じか、あるいは税率が上がるという、こういう表で、所得税は総額として下がるわけですか。

大脇委員長 答弁を求めます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長 トータルのには、所得税と個人住民税の負担総額は変わらないということに税制が改正されておるわけなんです、税率が改正前は所得税は最低税率が10%でございました。個人の住民税につきましては、最低税率5%でございました。これが195万円以下の場合、それが逆転するといえますか、住民税が10%になるかわりに所得税が5%になるということになりますので、その部分については全くのイコールでございます。

それより上の部分につきましては、先ほど総務部長がお答えしましたように、負担調整措置というものが講じられておまして、200万円未満のものには人的控除の額の加算額に5%を掛けた金額を住民税から差し引き、また200万円を超えた部分に関しては、人的控除額の差に基づく負担の調整をしていくというようなことで、改正前と改正後の所得税と住民税の合計税額につきましては、変わらないということでございます。

大脇委員長 東海委員。

東海委員 その負担調整措置というのは、条例の中ではどこでうたってるものなんですか。

大脇委員長 答弁を求めます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長 市税条例の第32条の6でございますので、この中では2ページの第32条の、下から6行目でございますが、新旧対照表の39ページの方をお願いします。39ページの方で調整控除として、左側の方ですが、この条文が加えられて創設されております。40ページのあたりから、先ほどご説明した200万円以下の者については、アとイに分かれて、それぞれ調整による計算の方法が載っております。

(2)の方につきましては、200万円を超える場合の部分が載っております。

大脇委員長 東海委員。

東海委員 今までにも所得税の増税ですね、市に対する負担は減ってるわけですね。それ以外にも、市民個体いろんなところでふえているわけですが、それで所得税が住民税と入れ替わっているとすると住民税が上がることで市民に対する影響というのは、ほかにもいろいろ出てきますよね。国民健康保険税とか、介護保険料とか、そういった住民税のアップがほかへの負担増につながるということの影響も恐らくあるんじゃないかなと思うんですけども、今、所得税の影響性で、住民税が上がった分、所得税が減るんで、市民に負担はないけれども、住民税が上がることでいろんなところに負担増になる影響というのはどう考えてみえるか伺います。

大脇委員長 答弁を求めます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長 この三位一体改革は、もともとの部分の中で国の補助金とか交付税、それからいろんな部分の中で、地方へ財源を移譲していくよと、税源を移譲していくよという部分で行われておまして、持続可能、まさに安定した財源の確保と思われませんが、地方分権の推進のために持続可能な税財源の確保というようなことで、トータル的に考えられているという部分もございます。東海委員のおっしゃるように、住民税が上がることによって他への影響、国民健康保険税なり介護保険料なりへの影響が出てくるんじゃないかというふうなこともございますが、全体として、住民税というのは、地域への応分の負担をしていただくというような部分もございますので、そんな中で、全体的な中で持続可能な経済社会の実現というんですか、そんなような部分でこの三位一体改革がされているということで、国の税制の改正に伴ってしておるわけなんですけども、そんなようなことでご理解願いたいと思います。

大脇委員長 東海委員。

東海委員 私が持っている資料では、年金生活者なんですけども、年金生活で230万円の年金で生活している人、既にこういった年金生活者が控除額が140万円から120万円にカットされる、国民健康保険税で軽減措置がされるということなんですけども、老年者控除の廃止、所得税がことしはもう既に、前年までに負担増になってる。老年者控除の廃止で住民税が大幅アップになる、住民税の大幅アップと控除が、介護保険料にもはね返っていく。今年度以降、年10万円の負担増になるという試算の資料を持ってるんですね。年金生活者ということで、年金の給付も少しずつ減っていくわけなんですけども、収入はふえないのにこういった控除の廃止

等々で相当影響があるわけです。そういった状態が、当局の説明だと市民への負担はないですよという答弁なんですけども、そこが全く理解できないんですよ。やっぱり住民、市民は、どんどん増税あるいは負担増、健康保険にしても、医療にしても、どんどんこの間の小泉内閣の構造改革によって、市民、住民への負担は相当ふえてる状況で、収入がふえてないのに。そういう状況があるというのを私は申しているわけですが、その点、本当に住民への負担はないのか。もう一度お尋ねしておきます。

大脇委員長 答弁を求めます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長 確かに、東海委員ご質問の中では、平成16年、平成17年に税制改革をいたしまして、公的年金等の控除額の見直し、それから老年者控除の廃止等がございまして、国税、住民税を合わせて、確かに負担はふえてきております。それは認識しております。それにつきましても、先ほど申しましたように、地方分権の推進と持続可能な地域社会の存続という部分の中で、皆さんが地域を形成していく中で、その財源を応分に負担していただくという中で、税の負担が上がってくるという部分は確かにございますが、そのような中で、皆さんで社会を形成していただくということで、その辺をご理解いただきたいなど、このように思っています。

物の本によりますと、個人の住民税というのは、地域社会への共同の経費だというような役割を持っているということもございまして。そのようなことでよろしくご理解いただきたいと思っております。以上です。

大脇委員長 福富委員。

福富委員 固定資産税の住宅耐震改修の件でございますけど、これ120㎡ということですけども、120㎡以上、1戸当たりということですけど、これ相当、ちょっとしたところは120㎡ではきかないわけですけど、そういう場合には、これは適用されないわけですか。1戸当たりということで、これ母屋と座敷とかね、そういうものに至っては全然だめですかどうか、ちょっとお尋ねします。

大脇委員長 答弁を求めます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長 この120㎡というのが、家屋が200㎡あっても、150㎡あっても、120㎡までの部分に関しては、2分の1、固定資産税を減額しますよということですので、120㎡未満のものでないよとだめということではありません。

大脇委員長 福富委員。

福富委員 150㎡あったとしますと、その中でも、この金額の30万円以上の費用のうちの2分の1ということだけしか減額できないわけですね。

大脇委員長 答弁を求めます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長 50坪だと165㎡になるわけですが、150㎡の家屋でございますと、その耐震改修をしても、120㎡の部分まではということですから、それ以上の部分は、全体の中では、固定資産税の減額はないよということですよ。頭打ちが120㎡だよということですよ。

大脇委員長 福富委員。

福富委員 よくわかりました。そしたらね、この資料を今いただいて、議場で聞いてもなかなかわからなかったんですけど、こうして総務委員会で書類出していただくと、これよくわかりましたので、これを各議員に配っていただくといいと思うんですけどね。聞いてった意味がね、私もなかなか難しかったですけど、これ見たらすっとわかりますんでね、それ委員長、ひとつ聞いてください。

大脇委員長 委員長の方から、ただいまの件でお願いしたいと思います。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長 私の方からまた印刷させていただいて、議会の方へ出させていただきます。

大脇委員長 東海委員。

東海委員 ちょっとお聞きさせてもらいたいんですけども、国の所得税は減るんですか。平成18年度予算で、今のお話だと、所得税を減らして住民税をふやすということなのだから、国の所得税は減る予算になってるんですかね。そこら辺どうですか。

大脇委員長 暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

+

大脇委員長 再開させていただきます。

質疑の途中でしたので、ただいまから質疑に入らせていただきます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長 先ほど、福富委員の方から提案がありまして、委員長さんの方からお話がありました犬山市税条例改正の概要につきまして、他の議員さんにも配ったという話がありました件でございますが、休みのうちに印刷して、事務局へお届けいたしまして、各議員さんの方に配らせていただきましたので、よろしくをお願いします。

大脇委員長 それでは、発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

大脇委員長 他に質疑はないようですので、第48号議案に対する質疑を終結いたします。

続いて、第50号議案を議題といたします。

説明を求めます。

河村消防庶務課長。

河村消防庶務課長 (第50号議案説明)

大脇委員長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 2点伺いますが、1点目は、そもそも公務災害補償の基礎額を減額するというこ

との考え方は、どういったところから出てきたかということ。

それから、災害補償とって、具体的にこの金額の減額がどういった補償の影響になるのか、ちょっと余り具体的には見えないんですが、今までに災害補償という、どんなことが何件ぐらい、ここ何年かであったのか、そういう中で、例えば、一例でもあれば、そのときの補償額と、今回仮に規定されることで、そういった補償額がどういうふうになるのか。多分、基礎額が減額されるわけですから、当然、補償額も減るということだと思うんですけどもね。その具体的な数字がわかればお示してください。

大脇委員長 答弁を求めます。

河村消防庶務課長。

河村消防庶務課長 今回の減額の算定になる基礎はどうかということかと思えますけども、この制度といいますのは、算定根拠が消防団員または水防団員の補償基礎額が国家公務員の公安職俸給の月額によって定められております。今回は、この俸給月額が引き下げられたことに伴い改正がなされたものでございます。

それから、2点目の補償についてどのような影響があるかということと、今までどれだけあったかというようなご質疑だと思いますけども、平成元年から平成17年までに、この補償に対して対象になった消防団員は36名ございます。それで、トータルとしましては、436万7,959円という補償額が出ています。ちなみに、最近の例で言いますと、平成17年におきましては、1名の団員が訓練中に事故、ひざの骨折ということでありまして、この方が、実は12月30日まで、91日間ということになっておりますけれども、こういう方が、現在の9,000円、最低額が9,000円ですので、9,000円に対する、療養につきましては、そのまま医療費として支払うわけですので、影響はないわけですけども、休業補償ということがあります。休業補償につきましては100分の60という基本額がございますので、9,000円に対して100分の60として91掛け、そうしますと、49万6,800円の補償額が出ています。今回の改正、もしか改正になりますと、これが8,800円となりますので、トータルで48万5,760円ということで、差し引き1万1,040円という減額と、1日当たり120円という減額という格好になります。

大脇委員長 東海委員。

東海委員 トータルで今の、例えば補償額の減額はわずかという感じですけども、そのものが普通の、この間の職員給与等と合わせてこういったことになっていってるわけで、言ってみれば、消防団員の方たちが市民の安全を守るために災害に遭いやすい職場で頑張ってみえる中でね、こういった災害補償を減額するということは、いかがなものか、むしろそういう場にある人たちに対して、災害補償はやっぱり増額していくべき性格のものであるというふうに私は考えますが、そういった点についてはどのようにお考えか。

大脇委員長 答弁を求めます。

河村消防庶務課長。

河村消防庶務課長 先ほど申し上げさせていただいたんですけども、この制度というのは、先ほどの国家公務員に準じた規定により算出されてきているという制度の問題もありますし、もう1点におきましては、この補償については、災害補償基金という制度がございます、それで補償額については、後で基金の方から補てんされているという、こういう両面の整合性

をとった制度でございますので、先ほど東海委員さんが言われたことは、確かに災害補償減額ということは、一理は、好ましくないということはあるかもしれませんが、制度としてこういう制度があるということと、また一方では、補償基金の方から補てんされるという両面性がありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

大脇委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

大脇委員長 他にないようですので、第50号議案に対する質疑を終結します。

以上で本委員会に付託されました全議案に対する質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後 1 時07分 休憩

再 開

午後 1 時08分 開議

大脇委員長 再開いたします。

これより討論を行います。

東海委員。

東海委員 第48号議案と第50号議案について、反対の立場で討論させていただきたいと思えます。

最初の市税条例の改正については、やはり大きくは、定率減税の廃止にある、そのことが市民負担の増大に相当影響することになる。それで、答弁にもありましたように1億7,000万円ほどの影響が市民にあるわけで、そのことはさきの3月議会でも意見書を採択しておりますけれども、そういった立場で反対します。

それから、第50号議案については、やはり先ほども質疑の中で言いましたように、消防団員のこういった災害補償は、やはりしっかり考えていくべき性格のもので減額するということは、国の流れが、そういう給与等々の削減の流れがあるからといって、これを同じように削減すべきものではないというふうに思えますので、これについても反対したいというふうに思えます。

以上です。

大脇委員長 他に討論ありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

大脇委員長 ないようですので、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

第48号議案を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大脇委員長 挙手多数。よって、第48号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第50号議案を採決いたします。

+

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大脇委員長 挙手多数。よって、第50号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

\*\*\*\*\*

大脇委員長 以上で本委員会に付託されました議案の審議はすべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じさせていただきます。

午後1時11分 閉議

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務委員長

+

+

本委員会に付託された事件及び審査結果

議案番号	件名	付託年月日	審査結果	審査年月日
第48号議案	犬山市税条例の一部改正について	平18.4.6	原案可決 (賛成多数)	平18.4.6
第50号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	〃	〃	〃

+